

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項に基づく猟銃等保管業者の業務の廃止  
命令、停止命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第10条の8第3項	根拠条項：第10条の8第3項
処分の概要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	処分の概要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 <u>同</u> 第10条の8第1項から第3項（猟銃又は空気銃の保管の委託）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の8第1項～第3項（ <u>猟銃又は空気銃の保管の委託</u> ）
処分基準： 猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項により <u>準用される</u> 法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。	処分基準： 猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項において <u>準用する</u> 法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問合せ先： <u>住所地若しくは法人の事業場の所在地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先： <u>所在地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：